

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオングループ株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名

(変更前) イオングループ株式会社 他40者

(変更後) イオングループ株式会社 他41者

3 変更年月日

平成28年5月31日

4 変更の理由

小売業者の新規出店、退店、住所、社名変更、代表者変更による

5 届出年月日

平成28年8月15日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年8月26日から平成28年12月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp